

令和4年定例会1月会議

豊浦町議会会議録

令和4年1月14日（金曜日）

午後1時30分 再開

午後1時43分 散会

令和4年定例会1月会議
豊浦町議会会議録

令和4年1月14日（金曜日）午後1時30分 再開

◎議事日程

- 再開宣告
開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員長報告
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）について
散会宣告
-

◎出席議員（7名）

議長	8番	根津公男君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	山田秀人君		3番	小川晃司君
	4番	勝木嘉則君		5番	大里葉子君
	6番	渡辺訓雄君			

◎欠席議員（1名）

2番 木村辰二君

◎説明員

町	長	村井洋一君				
副	町	長	小川英紀君			
教	育	長	吉田朋行君			
代	表	監	査	委	員	菅野厚志君
総	務	課	長	本所淳君		
町	民	課	長	長谷部晋君		

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻野貴史君				
会	計	年	度	任	用	職	員	熊坂早智恵君

午後 1 時 30 分 再開
(出席議員数 7 名)

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

本日、1月14日は休会の日ではありますが、議事の都合により、定例会1月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、1番、山田秀人議員並びに3番、小川晃司議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長から、去る1月12日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

会議に付されている案件については、町長からの案件に関わるものとして、一般会計補正予算の1件であります。

以上のことから、本会期につきましては、1日間としたところであります。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会1月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のとおりであります。

次に、説明員及び委任職員は4名であります。

以上、報告といたします。

これより、議案の審議に入ります。

◎議案第1号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（根津公男君） 日程第4、議案第1号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長谷部町民課長。

○町民課長（長谷部 晋君） 議案第1号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ9,446万8,000円を追加し、総額を52億8,444万3,000円といたします。

補正内容としましては、別添の補正予算概要書のとおりでございますが、歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時的な措置として、1世帯当たり10万円を給付することとなったことから、これに係る必要な所要額を追加補正いたします。

また、歳入におきましては、歳出に係る財源調整として、国庫補助金を増額措置いたします。

以上で、議案第1号について提案理由の説明を終わります。

○議長（根津公男君） 説明が終わりましたので、質疑あれば許します。

山田議員。

○1番（山田秀人君） 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の事業であります。いわゆる、これは衆議院議員の選挙による政権の、いわゆる公約ということで、降って湧いたような事業を今回この末端の市町村に普及させたということですが、この給付事業、住民税非課税という、先ほど長谷部課長にもちょっとお話ししましたけども。これは、給付するのが1世帯当たり10万円ということでありまして。それで、非課税世帯しか駄目なのですね。非課税、いわゆる道町民税です。町民税、道町民税がかからない、均等割もかからない人ということが非課税ということですが、これは問題があるのです。

夫婦、そこに扶養家族が何人いても10万円なのです。非課税であれば1人いても10万円なのです。そこに、やはり問題があるのです。それから、非課税に近い人、ここには当たらないのです。これは、1,000万円の壁という、前にありましたけど、それと同じような状況があるのです。そこら辺のところというのは、どういうふうには、これは政府の要領でそのまま持ってきて、これは町村がやろうとしていますけども。ここら辺のところはどういうふうには考えているのですか。このコロナに影響する、さまざまな困難に直面した方々ということですが。とりあえず、ひっくるめて住民税非課税という非常に抽象的で、そういう困難に直面した方々はたくさんいるのに、これしか救われないという、こういうところがあるのですが、どういうふうには考えますか。

○議長（根津公男君） 長谷部町民課長。

○町民課長（長谷部 晋君） 今回の給付金の事業につきましては自治事務でございますので、豊浦町が主体となって行う事業となっております。

それと、住民税非課税世帯、1世帯に何人いようが10万円というところで、何というのでしょうか、差別というか、そうしているわけではございませんが、そういうふうには感じられるかとは思いますが。制度上はそういうふうになってございますので、そうやらざるを得ないというか、国の考え方にとって行うということになります。

それと、対象は非課税世帯、もちろんなのですが、ほかに令和3年1月以降に収入が激減、

要は、コロナで仕事がなくなってしまったとか、いろんな職種がございすけども、収入が減ったという方も1月以降、どこかのひと月分をとって前年より下がれば、そういう方も対象になりますので、そこも人数とかいろいろちょっと不公平な部分があるかもしれませんが、あくまで1世帯というところですので、そういった方も対象として1世帯10万円を給付することになっています。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 住民税課税というのは翌年課税ですから、当然この去年の1月から12月の間までの収入がどうだったかというのは、まだ確定申告が終わっていませんから市町村として把握できない、そういう段階なわけですね。ですから、ここでいう、今おっしゃった、去年の1月から12月の間の収入が1か月でもいいから激減したと、そういうことでありますが、それはその月の平均した月の50%以下というか、例の国でいう給付金がありました、そのような考え方でいいのですか。どこかの月の半分以下、その激減した金額が、年間の平均12で割った額の半分以下ということであれば、これは該当になるという、そういうことですか。

○議長（根津公男君） 長谷部町民課長。

○町民課長（長谷部 晋君） 今、山田議員おっしゃられた過去にというか、国民健康保険税の減免の関係で、その段階的に何%収入が落ちたらというのがあったのですけども、これにつきましてはそれとは全く関係なく、そういった基準は一切ございせんので、もう1円でも下がれば該当になるような、そういうイメージをしていただくと構わないと思います。

○議長（根津公男君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） それでこれらの周知、ここはなかなかわからないのですよ。去年の1月から12月までの間の収入ですから非課税か非課税でないかわからない。ここら辺の周知徹底を図らないと、なかなかそういう該当者がいても救われれないという、そういうところがありますから、こここのところの周知徹底をきちっとすべきだと思いますが、どのように考えていますか。

○議長（根津公男君） 長谷部町民課長。

○町民課長（長谷部 晋君） 周知につきましては、来週辺りからちょっとしたいなと思っています。その中でこういうケースは該当になりますというチラシもありますので、それも同封してお配りしたいなと思っています。

スケジュール的なお話をしますと、来週ちょっと日付をはっきりと言えないのですけども、来週中に各ご家庭に、該当する方に申請書等をお送りして、それをまた送り返してもらうのですけども、そういう整理がついてその支払いの期日になると言いますけども、一番最速で2月10日辺りに、木曜日ですが、最初に送って送り返してもらって、それがまとまって、まとめて一番早く2月10日ですね。その後は順次毎週金曜日に振り込むような形、給付する形に考えてございす。最終は4月28日になるのですけども、その間に令和3年分の収入とかも出ますので、そこで激変したというのがわかると思いますから、その間に申請書等を出していただければ、下がっているのがわかりましたら、給付するというようなことになっています。

○議長（根津公男君） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（根津公男君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年1月14日

議 長

署名議員

署名議員